

旭川工業高等専門学校安全衛生委員会規程

制定	平成16. 4. 1 達第28号	
改正	平成17. 4. 1 達第 6 号	平成19. 3. 13達第67号
	平成23. 3. 18達第30号	平成27. 3. 20達第29号
	平成28. 3. 24達第30号	平成29. 3. 23規則第31号

旭川工業高等専門学校安全衛生委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（機構規則第31号。以下「管理規則」という。）第13条及び旭川工業高等専門学校教員等組織規則（昭和41年達第19号）第30条第3項に基づき、旭川工業高等専門学校安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 管理規則第13条第2項及び第3項に基づく調査審議事項
- (2) 有害廃液の取扱いに関すること。
- (3) 劇物、毒物その他薬品の保全に関すること。
- (4) 高圧ガス及びその容器、可燃物、その他危険物の保全に関すること。
- (5) 放射線及びその関連機器の安全管理に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 副校長（総務担当）
- (2) 総務課長
- (3) 衛生管理者
- (4) 安全管理者
- (5) 衛生管理担当者
- (6) 安全管理担当者
- (7) 産業医
- (8) 安全衛生に関し経験を有するもののうちから校長が指名した者

2 前項第1号の委員以外の委員の半数については、旭川工業高等専門学校の教職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、教職員の過半数で組織する労働組合がないときにおいては教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき、校長が指名する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を防げない。ただし、欠員が生じた場合に任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長（総務担当）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、原則として月1回開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 委員長は、第3条第8号の委員が委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

2 代理の者には、議決権を与える。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる
(事務)

第9条 委員会の事務に関することは、総務課が処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16. 4. 1 達第28号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17. 4. 1 達第6号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19. 3. 13 達第67号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23. 3. 18 達第30号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27. 3. 20 達第29号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28. 3. 24 達第30号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29. 3. 23 規則第31号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。